

区分・種別	県指定有形文化財(彫刻)		
名 称	もくぞうぼさつざぞう 木造菩薩坐像 1軀		
所 在 地	北宇和郡鬼北町大字芝		
所 有 者	宗教法人等妙寺	管 理 団 体	
指定年月日	平成19年2月20日		
解 説	等妙寺の本尊で、如意輪^{にょいりん}観音と伝わる。像高89cm、周三尺を測る坐像である。カヤ材を用い、内刳^{うちくり}を施した寄木造^{よせぎづくり}で玉眼^{ぎょくがん}を嵌める。当初は素地仕上げで、表面の截金^{きりかね}文様は後補と見られる。巖上に左膝を立てて坐する遊戯坐^{ゆうぎざ}と称される姿で、中国宋代の仏像の影響によるものである。造像年代は13世紀前半と推定される。類例は全国的にも少ない。岩座に応永34年(1427)の台座修理銘がある。 奈良山等妙寺は、中世には天台仏教^{かいりつ}の戒律復興を目的に創設された「四箇戒場」の一つであったとされる。等妙寺旧境内は中世の山岳寺院として国の史跡に指定されている。		

